

独禁法に関する憲法問題の質問に対する意見

2006年9月11日 高橋 和之

はじめに

憲法39条後段と課徴金

(1) 憲法39条後段の意味

イ) 一般原則： 「同一の行為」に対し、「同じ性質又は目的の制裁」を二度科すことは許されない。 とは相關的。

- ・ 刑罰と刑罰は不可、行政制裁と行政制裁も不可
- ・ 刑罰と行政制裁はどうか

ロ) 憲法39条後段 一般原則の刑事法領域での表現

「同一の犯罪」について、重ねて「刑事上の責任」を問われない。

- ・ ある行為に刑罰を科すかどうかについては、広い立法裁量
- ・ 行政制裁を併科する場合、「刑事上の責任」に該当するかどうかの判断が必要
これは、definitional balancing のアプローチ。二重訴追禁止説ではこの過程を省くが、省かないほうがよい。
- ・ 次いで「制裁」の均衡（比例原則）を審査： 行政制裁として目的適合的か

刑罰と合算して均衡しているか

(2) 独禁法の刑事罰と課徴金の併科

刑事罰を科すことは、基本的には立法裁量で、裁量の逸脱はない。

課徴金の性格： 不当利得 + 行政制裁

行政制裁の側面は、刑罰と性質・目的が異なるのか：

刑罰 = 道義的非難 + 抑制

課徴金の行政制裁的側面 = 抑制

均衡： 刑罰の抑制的側面と課徴金の抑制的側面の「合算」

手続： 告発した場合には、課徴金賦課手続は停止

不公正な取引方法の規制と憲法

(1) 罪刑法定主義と立法の委任

猿払判決を前提にすれば（それが良いかは問題）、委任の許容範囲内
構成要件の明確性

(2) 営業の自由

(1) の審査をクリアすれば、営業の自由の侵害で違憲ということはない。しかし、猿払判決の反対意見は、刑罰との関係では(1)の審査を厳しく行うべきだと主張している。